**早川町物価高騰重点支援商品券　実施概要**

**○目的**

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が家庭に与える影響を緩和するとともに、地域における消費活動を下支えすることを目的として、早川町物価高騰重点支援商品券（以下「商品券」という。）事業を実施します。

**○商品券の配布対象者**

令和７年７月１日現在で早川町の住民基本台帳に記載されている方。

**○商品券の配布方法**

各世帯の世帯主宛にその世帯の人数分の商品券を簡易書留にて郵送します。

**○商品券の配布額**

町民一人あたり　１０，０００円分

**○商品券の有効期間**

商品券が到着した日　～　令和７年１１月３０日

**○商品券の使用方法**

商品券は、別紙「早川町物価高騰重点支援商品券取扱店舗一覧」に記載の店舗で使用できます。

また、以下の商品等は商品券が利用できませんのでご注意をお願いします。

①たばこ

②不動産や金融商品

③商品券やプリペイドカードなどの換金性の高いもの

④国税や地方税などの公租公課

⑤出資、債務又は振込手数料等の支払

**○商品券の使用に係る留意事項**

① 商品券の譲渡、転売、換金、偽造を禁止します。

② お釣りは出ません。

③ 紛失、盗難、汚損した場合でも再発行はできません。

④ 有効期間内に使用できなかった未使用の商品券は換金できません。

⑤ 不正行為が判明した場合は、配布済の商品券の返還を求めるとともに損害賠

償を求めます。

⑥ 商品券を使用して購入した商品の返品はできません。